

AED(自動体外式除細動器)賃貸借契約書(案)

沖縄県下水道事務所長 (以下「甲」という。) と

(以下「乙」という。)とは、AED(自動体外式除細動器)賃貸借及び保守に関して次のとおり契約を締結する。

(目的)

第1条 この契約は、AED(自動体外式除細動器)が常時、正常な状態で作動し得るように、甲、乙相互で保守管理を行い、甲の使用に供することを目的とし、AED(自動体外式除細動器)を使用することにより、必ずしも救命されることを保証するものではないことを予め甲、乙了承する。

(契約対象製品及び設置場所)

第2条 この契約の対象とする製品及び設置場所は、次のとおりとする。

(1)契約対象製品

| | |
|----------------|------|
| AED(自動体外式除細動器) | 4台 |
| チャージパック | 4個 |
| 電極パッド | 8セット |
| レスキューセット | 4セット |
| キャリングケース | 4個 |

(2)設置場所 (4カ所)

- 那覇浄化センター(那覇市西3-10-1)
宜野湾浄化センター(宜野湾市伊佐3-12-1)
具志川浄化センター(うるま市字州崎1)
西原浄化センター(西原町小那覇875-10)
設置場所を変更するときは、書面により事前に乙の承諾を得なければ、その変更はできないものとする。

(賃貸借期間)

第3条 賃貸借期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

(賃貸借料金)

第4条 AED(自動体外式除細動器)の賃貸借料金(保守料金含む)は、総額 円とする。
(年額 円×5年)

(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額は、金 円とする。)

「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

2 契約内容の変更等により、賃貸借料金の変更が必要になったときは、甲、乙協議の上、賃貸借料金を変更することができる。

(賃貸借料金の支払)

第5条 乙は、第4条に記載した年額(一回計年度分の賃借料)をまとめて、当該会計年度における賃貸借期間開始月に甲に請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に当該請求額を乙に支払わなければならない。

3 甲は、自己の責に帰すべき事由により賃借料の支払いを遅延した場合は、前項の期間満了の翌日から支払日までの日数に応じ、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき定められた率により計算した遅延利息を乙に支払うものとする。

(契約保証金)

第6条 本契約に関する契約保証金は、免除とする。(沖縄県財務規則第101条第2項第9号)

(甲及び乙の使用・保守管理及び責任)

第7条 甲は、製品が乙の所有であることからき損、改造、規格の変更、他の装置の付着等の現状の変更をするような行為はしてはならない。

- 2 甲は、AED(自動体外式除細動器)を取扱説明書等に基づいて善良な管理者の注意をもって使用・管理をしAED(自動体外式除細動器)の正常な作動を確保するものとする。
- 3 甲は、AED(自動体外式除細動器)の使用講習の受講等は自己の責任と負担で行うものとする。
- 4 甲は、AED(自動体外式除細動器)を使用したときは直ちに乙に通知するものとする。
- 5 乙は、前項の通知を受けたときは、速やかに修繕、交換、消耗品の送付等必要な措置を講じるものとする。その費用は、その原因が甲にある場合(試用したときも含む。)は、甲が負担するものとする。
- 6 乙は、オンライン監視によりAED(自動体外式除細動器)の異常を知ったときは直ちに乙に通知し、速やかに修繕、交換、消耗品の送付等必要な措置を講じるものとする。その費用は、その原因が甲にある場合(試用したときも含む。)は、甲が負担するものとする。
- 7 乙は、AED(自動体外式除細動器)の正常な状態を維持するためにチャージパック、電極パッド等必要な消耗品の使用期限管理を行い、必要と認めたときは、これを甲に送付するものとする。
- 8 乙は、AED(自動体外式除細動器)に関する質問、故障、消耗品の交換等に即応するため、24時間365日対応可能なサービス体制を有するものとする。
- 9 乙は、AED(自動体外式除細動器)が契約期間内に盗難・故障・破損した場合は乙の費用負担で代替機器を提供するものとする。
但し、その原因が甲の故意又は重過失による場合は、双方協議の上、甲は、代替機器の提供に要した費用のうち、甲の過失に応分の負担を行うものとする。
- 10 乙は、甲のAED(自動体外式除細動器)の使用・管理上の過誤については、責任を負わないものとする。

(損害賠償)

第8条 乙は、甲が故意又は重過失によって製品に損害を与えた場合は、その賠償を甲に請求することができる。

(秘密の保持)

第9条 乙は、保守の実施にあたって知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(禁止事項)

第10条 甲及び乙は、相互の事前の同意なしに本契約に関する権利・義務を第三者に譲渡することはできないものとする。

(解約)

第11条 甲及び乙は、第3条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により、この契約を解除するときは、1カ月前に文書をもって相手側に通知するものとする。

- 2 甲及び乙は、相手方が正当な理由なくして、この契約の条項に違反したときは、文書をもって通告し、直ちにこの契約を解除することができる。
- 3 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - (1) 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所(當時契約を締結する事務所をいう。)の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

- (2) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどと認められるとき。

4 翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

5 甲及び乙は、第1項から第3項の規定により本契約を解除させたことにより相手側に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合の損害賠償額は、甲乙協議して定める。

(製品の返還)

第12条 第3条の規定によりこの契約が終了し、又は解約した場合、甲は製品を速やかに乙に返還しなければならない。

(その他)

第13条 乙は、この契約条項の他、沖縄県財務規則(昭和47年沖縄県規則第12号)を遵守するものとする。

(協議)

第14条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

前記契約の締結を証するために、本契約書を2通作成し、両者記名押印のうえ、その1通を保有する。

令和8年3月 日

甲 宜野湾市伊佐三丁目12番1号
沖縄県下水道事務所
所長 名

乙 那覇市久茂地1丁目7番1号
セコム琉球株式会社
代表取締役社長 宮里 一